

島 交 指 甲 第 4 8 6 号
令 和 2 年 8 月 2 4 日

関 係 所 属 長 殿

保存期間	30年
------	-----

島 根 県 警 察 本 部 長

車両の使用者等に対する道路交通法令違反通知について（例規通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の34の規定に基づき公安委員会が行う車両の使用者及び運輸支局長等（車両の使用者が同条で規定する事業者である場合に当該事業を監督する行政庁の長をいう。以下同じ。）に対する通知については、車両の使用者に対する道路交通法令違反通知について（平成17年7月4日島交指甲第561号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、下記のとおり定め、運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧例規通達は令和2年8月23日限り、その効力を失う。

記

1 通知の目的

車両の使用者の業務に関してなされたと認められる車両の運転者の道路交通法令違反を当該車両の使用者及び運輸支局長等に通知し、その違反の実態を把握させることにより、使用者の運転者に対する管理・監督体制の確立を促し、もって交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 通知対象事案

車両の使用者の業務に関してなされたと認められる道路交通法令違反（道路交通法違反を伴う交通事故を含む。）

3 警察署長等の措置

警察署長、島根県警察交通機動隊長及び島根県警察高速道路交通警察隊長は、2に該当する道路交通法令違反の検挙報告を受けたときは、道路交通法令違反通報書（別記様式）により、当該道路交通法令違反の発生した月の翌月5日までに交通部交通指導課長に送付すること。

4 使用者への通知

3により道路交通法令違反通報書の送付を受けた交通部交通指導課長は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第35条の8により、違反車両の使用者及び当該車両の使用の本拠を管轄する運輸支局長等に対して、それぞれ通知すること。

5 細部事項

細部事項については別に定める。

別記様式 〔略〕